

七飯町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要綱

平成 29 年 3 月 27 日
農業委員会訓令第 2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）七飯町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例に基づき、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の推薦及び公募並びに選任の手続き等について、法令に規定するもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦及び募集)

第 2 条 推進委員は、法第 9 条第 1 項の規定を準用し、次に掲げる方法により選任する。

- (1) 地区からの推薦
- (2) 農業者が組織する団体等からの推薦
- (3) 一般募集

(担当地域及び募集人数)

第 3 条 推進委員が担当する地域及び各地域における推薦及び募集人数は、次のとおりとする。

ただし、募集人数に関わりなく応募状況により、担当地域の調整が出来るものとする。

地区名	地区の詳細	募集人数
大中山地区	大中山・大川・中野・中島・豊田	2 人
七飯地区	本町・桜町・鳴川・鳴川町・緑町・飯田町・鶴野	1 人
藤城・峠下地区	上藤城・藤城・峠下・仁山	1 人
大沼地区	大沼町・上軍川・軍川・東大沼・西大沼	2 人

(推薦及び募集の資格)

第 4 条 推進委員として推薦を受ける者及び一般募集に応募する者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で推進委員委嘱予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 七飯町に住所を有する者（ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。）
- (2) 七飯町の執行機関の委員でない者
- (3) 七飯町職員でない者

(推薦及び公募の周知)

第5条 推進委員の推薦及び公募にあたっては、次の手続き等を通じて、周知に努めるものとする。

- (1) 七飯町広報への掲載
- (2) 七飯町農業委員会掲示板への掲示
- (3) 七飯町ホームページ
- (4) その他

(推薦手続き等)

第6条 推進委員の推薦にあたっては、次の各号に掲げる推薦の区分に応じ当該各号に定める手続きを経るものとする。

- (1) 第3条に規定する地域からの推薦 農業者3名以上連名により、七飯町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者推薦書(様式第1号。以下「推薦書」という。)を農業委員会に提出すること。
- (2) 法人又は団体からの推薦 当該団体等の代表者が推薦書を農業委員会に提出すること。

2 推薦書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 推薦する地区(第3条で定めた地区の別)
- (2) 推薦する者が個人の場合は、推薦する者の氏名、住所、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦する者が法人又は団体である場合は、その名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- (4) 推薦を受ける者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦の理由

(応募手続き等)

第7条 応募する者は、七飯町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者応募申込書(様式第2号)に次の事項を記載し、農業委員会に提出するものとする。

- (1) 応募する区域(第3条で定めた地区の別)
- (2) 応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (3) 応募の理由

(推薦及び募集の期間等)

第8条 農業委員会は、推進委員の推薦及び募集の期間、その他の推薦及び応募に関し必要な事項を告示するものとする。

2 推進委員の推薦及び募集の期間は、告示の日から起算して28日間とする。

3 農業委員会は、推進委員の推薦及び募集期間の中間並びに期間終了後、遅滞な

く推薦を受けた者及び募集に応じた者の氏名、職業、年齢及び推薦を受けた者の数並びに応募した者の数を公表するものとする。

(候補者の選考)

第9条 第6条及び第7条の規定に基づき推薦又は募集に応じた推進委員候補者について、農業委員会は七飯町農地利用最適化推進委員に関する選考委員会設置要綱に基づく七飯町農地利用最適化推進委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）に候補者の選考を求めるものとする。

2 選考委員会は、前項の求めに応じその合議によって候補者を選考したうえで、七飯町農業委員会に報告するものとする。

(推進委員の選任)

第10条 農業委員会は、前条第2項による選考委員会の報告を受け、推進委員を選任し、推薦及び応募した者に選任結果を通知するものとする。

(委嘱)

第11条 農業委員会は、前条の選任結果に基づき推進委員を委嘱するとともに、七飯町ホームページ及び農業委員会掲示板に推進委員に委嘱した者を公表するものとする。

(補充)

第12条 解職、失職及び辞任により推進委員に欠員が生じた場合は、この要綱に定める手続きに基づき、速やかに補充に努めなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月27日より施行する。

七飯町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者推薦書

七飯町農業委員会会長 様

七飯町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者として、下記のとおり推薦します。

記

1 推薦をする者

①	氏 名	印
②	住 所	
③	職 業	
④	年 齢	
⑤	性 別	

①	氏 名	印
②	住 所	
③	職 業	
④	年 齢	
⑤	性 別	

①	氏 名	印
②	住 所	
③	職 業	
④	年 齢	
⑤	性 別	

2 推薦をする者が法人又は団体である場合、その法人又は団体に関する事項

①	名 称	印
②	目 的	
③	代表者又は管理人の氏名	
④	構成員の人数	
⑤	構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項	

3 推薦を受ける者に関する事項

①	氏 名	
②	住 所	
③	職 業	
④	年 齢	
⑤	性 別	
⑥	経 歴	
⑦	農業経営の状況	
⑧	推薦する地区	地区

4 推薦の理由

--

年 月 日

七飯町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者応募申込書

七飯町農業委員会会長 様

七飯町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者として、下記のとおり応募します。

記

1 応募する者に関する事項

①	氏 名	印
②	住 所	
③	職 業	
④	年 齢	
⑤	性 別	
⑥	経 歴	
⑦	農業経営の状況	
⑧	応募する地区	地区

2 応募の理由

--